

塩尻市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第6条）

第3章 市民と議会の関係（第7条―第10条）

第4章 議会と市長等の関係（第11条―第14条）

第5章 議員全員協議会（第15条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条―第18条）

第7章 推進組織（第19条）

第8章 補則（第20条・第21条）

附則

地方分権の時代にあつて、自治体の権限及び財源がより拡大されるなかで、議会は時代の変化に対応していく必要がある。

議会は、市政の課題を審議する場合において、その論点及び争点を明らかにし、市民へ分かりやすい情報提供を行い、議事機関、意思決定機関としての責務を果たさなければならない。

そのために、二元代表制のもと、議会は、合議制の機関として、市長は、独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かし、緊張ある関係を保ちつつ、市民の意思を市政に的確に反映させるため審議を尽くさなければならない。

ここに、議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、市の将来を市民とともに考え、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（使命）

第2条 議会は、市民の多様な声を市政に反映する市民の代表機関として、市長及びその他の執行機関（以下「市長等」という。）に十分な情報の提供を求め、議論を行い、市の将来を市民とともに築く役割を担うものとする。

2 議会は、市の議事機関、意思決定機関として、政策及び予算が公正で民主的かつ効率的な執行がされているかどうかを監視するものとする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 市民の代表機関であることを自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重視して、市民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民にとって分かりやすい議事運営を行うこと。
- (3) 議員相互間の自由闊達^{かつたつ}な議論を行い、市政の課題に関する論点を市民に分かるよう明らかにすること。
- (4) 提出された議案の審議、審査等を行うほか、政策立案及び政策提案に積極的に取り組むこと。
- (5) 議長及び副議長の選出については、候補者が本会議場において所信を表明した後、選挙により行うこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員相互間の自由な議論を尊重すること。
- (2) 市民の負託にこたえるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めること。
- (3) 日常の調査及び研究を通じて自らの資質の向上に努めること。

(会派)

第5条 会派は、政策を中心とした共通の理念を持つ議員で構成するものとする。

第6条 削除

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、広く市民の声を聞き、個々の議員の持てる力を生かし、市民福祉の向上に努めなければならない。

- 2 議会は、市民、地域、市民団体等との多様な意見交換の場を設け、政策提案の強化に努めなければならない。
- 3 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映するため、参考人制度の活用を努めるものとする。
- 4 議会は、請願又は陳情の審議に当たっては、請願者又は陳情者の意向に応じて意見を聴く機会を設けなければならない。

(市民に対する情報の公開)

第8条 議会は、本会議、委員会等を原則公開とする。

- 2 議会は、議案に対する議員の賛否について市民に公表する。
- 3 議会は、積極的に情報を提供することにより、市民が本会議、委員会等を傍聴できるよう努めなければならない。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、市政に係る重要な情報を議会の視点から、市民に提供するよう努めなければならない。

- 2 議会は、議会だよりその他の情報技術を活用し、市民が市政に関心を持つよう議会広報活動に努めなければならない。

(議会報告会)

第10条 議会は、市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに意見交換を通じて市民の意見を議会の活動に反映するものとする。

2 議会報告会の開催方法等については、別に定める。

第4章 議会と市長等の関係

(市長等との関係)

第11条 本会議における代表質問及び一般質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を基本とする。

2 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して、確認する等のため質問することができる。

3 議員は、閉会中に議長の許可を得て市長等に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。

4 市長等が開催する審議会等への議員の参画は、法令若しくは条例又は議会で定める審議会等に限るものとする。

5 議会は、災害、事件等が発生した場合、速やかに市長等から説明を受け、必要に応じて現場等で調査を行い、対応を協議するものとする。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第12条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、次の事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画及び各種計画との整合性
- (5) 関係ある法令、条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

(予算執行状況の報告)

第13条 議会は、市長等から予算執行状況について報告を求めることができる。

(議会の議決事件)

第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項に規定する議会の議決事件は、総合計画における長期戦略とする。

第5章 議員全員協議会

(議員全員協議会)

第15条 議長は、議員が提案する議題について議員相互間の意見交換をするため、議員全員協議会を開催する。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、議員全員協議会を開催するこ

とができる。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(専門的知見の活用)

第16条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査をさせることができる。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、政策提案能力の向上を図るため、議員の研修を充実させるよう努めなければならない。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議長は、議員の政策立案を補助する議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

第7章 推進組織

(推進組織)

第19条 議会は、この条例の目的を達成するため、具体的な運用に関して、推進する組織を設置する。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第20条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(見直し)

第21条 議会は、この条例の目的が達成されているか常に判断し、必要に応じてこの条例を適宜見直しするものとする。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成25年2月27日条例第3号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第18号)

この条例は、平成27年4月30日から施行する。